大阪公立大学 Osaka Metropolitan University 学術情報リポジトリ

<論説>アヘン：近代イギリス東洋貿易史に関連して

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西村, 孝夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002115

アヘン

——近代イギリス東洋貿易史に関連して——

西村孝夫

一　問題の限定

近代におけるイギリスの対東洋（とくに対中国）貿易において、アヘン（阿片あるいは鴉片）が不可欠の取引対象であり、しかもこれが有名なアヘン戦争（一八四〇—四二年、わが天保一一—一三年）を惹起し、わが幕末の政界にも大きな衝撃を与えたことは周知の通りである。[1] したがってわが国は中国の先例に鑑み阿片を輸入禁制品とした。[2]

アヘンにまつわる暗くて陰さんな伝聞[3]とこれを取上げる際の道徳的な姿勢は、[4] この商品がイギリス東洋貿易史上に果たした役割、あるいはアヘンの経済史的意義を究明しようとする時、しばしば一種のブレーキを意味する。アヘンの問題は「蓋をすべき臭いもの」としてイギリスはもちろん、日本でも故意にさけられる傾向があるが、経済学的に見るならばアヘンは茶、生糸、胡椒などと等しく商品である。恰も今日毒ガスが農薬と等しく商品であるのと同様である。この小篇では問題の道徳的・政治的あるいは外交史的な取扱いは一さい行わない。イギリ

ス産業がその自由貿易運動を勝利をもって飾った一八四〇年代になお対中国貿易において、自国産でないアヘンの輸出になぜあれほど依存せざるをえなかったか、またこのアヘン貿易がどの程度イギリス産業資本の拡大・発展に貢献したか、またそれは中国経済にどのような作用を及ぼしたか――これらの経済史的諸問題がここでは主要関心事である。

したがってここでの分析は、アヘンの生産と流通、イギリス東洋貿易とアヘン密輸の意義、中国経済、とくに銀流出の諸問題から最後にアヘン戦争への展望に及ぶことになろう。

二　アヘンの生産と流通

アヘンという商品の使用価値、素材的性質については既に古い時代からの記述が残されているが、[5] もともと原産は地中海東部沿岸であった。後、古代ではインドの西岸カムバヤ地方、デッカン、その他エジプトのカイロやアデン付近に産出した。近代に入ってはインドとトルコが主要産地となった。インドでは十六世紀後半ムガール帝の専売品となり、ポルトガル商人によって中国への販売が行われた。インド→中国の販売ルートがここに開かれた。だが最初は単なる薬剤として用いられたにすぎない。[6]

周知の通りアヘンはケシ papaver somniferum の白花種の未熟果から集めた乳液をへらで練って薄片にほし固めたものを生アヘンと称し、アヘン煙膏はこの生アヘンを熱して、水または酒でねり吸煙用にしたものである。医薬用にはそれぞれ加工の方法があった。アヘンは二〇種以上のアルカロイド（窒素を含む複雑な塩基性化合物）を含み、モルヒネ、ナルコチン、コデイン、パパベリン、テバインなどが主要成分である。これらは麻酔、解熱、下痢止め、鎮痛、鎮痙、せきどめなどの効能をもつが、いわゆる習慣性がつくと麻薬中毒にかかり、その

投薬中止による禁断症状は激烈である。すなわち肉体的にはやせ、手足のふるえ、冷え、口の渇き、耳鳴り、睡眠障害が現われ、精神的には疲労、倦怠感を覚え、無気力に陥り、自制心鈍麻し、犯罪に連る場合が多い。(7)

品質の優劣は仲々見分けがつかず、しかも長い間の保存に耐えない。中国の文献に現われる名称では、トルコ産が「金花」、ペルシャ産が「新山」、ベンガル産（パトナ、ベナーレス産）が「公班土」または「烏土」、マドラス積みのもの「紅皮土」、マルワ産のものは「白皮土」などで、うちベンガル、とくにパトナアヘンが最も優っていた。このようなアヘンが習慣的な吸煙によって禁絶困難な消費の対象となると、消費量の増大は必然的な結果である。と同時に販売する側もどんな手段を用いても密輸するに足る営利の好対象となる。

これに対比するとイギリス本来の所産である工業製品の中国への輸出は、イギリス側の多大な希望にも拘らず不振であった。産業革命によって飛躍的な発展をとげたイギリス諸工業は広大なアジア市場、とくに中国のそれを有望な製品販売市場として大きな期待を寄せたのであるが、(8) 主要諸工業製品について見ると、それぞれ中国に販売が伸びない理由が存した。例えば、綿製品の場合、中国には固有の綿工業があり、これは家内工業と農業との密接な結合の体制の上に構築された強固な地盤を有していた。南京木綿の名で知られた綿製品はかえってイギリスへの輸入品でもあった。(9) 中国ではむしろ綿花が必要なほどであったから、イギリス製品に対する需要がないのが当然であった。金属製品、とくに鉄についてもほぼ同様であり、軍需品や艦船なども不要であり、また毛織物類もイギリスから広東に齎されはしたが、この地にだぶつくのみで、売行きははかばかしくはなかった。(10)「天朝物産豊盈無所不有原不籍外夷貨物以通有無」というイギリス貿易使節マカートニーに与えた清帝の勅諭の語はこの事実を端的に表白したものである。(11)

この当時（一八三三年）のイギリスの対中国貿易の構造をモースの研究から引用してみると次の通りである。(12)

		(イギリス製品)	(アジア産物)	(アメリカ)
中国へ輸出	東インド会社	**毛織物**、綿布、金物	**綿花**、白檀	
	私貿易商人	同右	**綿花**、**アヘン**、錫、胡椒	毛皮
中国から輸入	東インド会社		**茶**、金銀	
	私貿易商人		茶、**生糸**、絹織物、**南京木綿**、砂糖、**金銀**	

ゴチックは金額の大きい品目である。

右の表で毛織物が金額大となっているが、東インド会社が年一〇万磅以上の毛織物輸出を行うように義務づけられていたので、公式の統計にはこのような数字になって現われたという理由にもとずく。[13] インド産の綿花とアヘンが中国に輸出され、中国の茶、生糸、南京木綿と金銀がイギリスに輸入されているのに注目されたい。全体としてみれば東インド会社の綿花、アヘンの私貿易商人への売却代金が、同会社の茶ならびに私貿易商人の生糸などの買付けに用いられた。なお、ここに表示されている会社貿易 Company trade と私貿易 Private trade との内容については行論上重要な意味をもつので、後に詳しく述べよう。

このようにアヘンがイギリスの対中国、いな対東洋貿易のいわば中枢をなしていた事実を念頭におきながら、次にインドにおけるアヘンの生産と東インド会社によるその支配の態様を見ていこう。まずベンガルアヘンの場合であるが、前にも一寸ふれたようにこれは十六世紀後半からムガール皇帝の独占下におかれ、十八世紀半ばこの地方について東インド会社がデワニ（地税徴収権）を獲得して以来その独占が停止された。この間中国への専売も行われた。会社は当初はこのアヘンの独占をその使用人達に許した（一七六一年以来）が、一七七三年以降はその財政収入上の利益を掌握するため、時のベンガル総督ヘスチングズによってインド政庁の独占的購入に切

替えた。そして会社は契約者を通じて生産者たるライオットと一年毎の契約を結んでその買占めを計ったが、この期待が成功したと見ると、一七八一年以後には四年毎の契約方法に切替え、さらに九七年からはアヘン煙膏への製造もインド政庁の独占に帰した。[14] そうしたアヘン倉庫兼工場の一図例がある。[15] マルワ（インド西部の地方）アヘンの場合は品質もやや前者に劣るので、生産・販売ともに自由であったが、ボムベイやポルトガル領ダーマンなど海岸地域に搬出する際に重税を課した。[16]

さてこうして生産されたインドアヘンは中国へ次のようにして輸入される。まずイギリス人以前にポルトガル商人が中国にアヘンを輸入したことは前にもふれたが、それは前記ダーマンから直接マカオへ、マカオから中国内地に販売された。このルートは後にイギリス私貿易商人によっても利用されることになる。というのはマカオは当時、ヨーロッパ人に許可された中国における唯一の居留地であったから、イギリスの会社も個人商人もこれを利する他はなかった。

東インド会社によるアヘンの中国への輸入も一八二〇年頃までは公然、隠然両途かけて行われた。というのは中国側は一七二九年（清、世宗雍正七年）アヘンの吸飲を初めて禁止し、その後一七九六年（同仁宗嘉慶元年）にこれを全面的に禁止した。大体この後の年代以前はある程度輸入は行われたが、それが「密輸」と判断されたのは、この年以後のことである。一七六七年頃までの会社によるアヘンの中国輸入量はほぼ二〇〇箱（時によって一二三、一三三、一五〇封愛とまちまちな数字であるが、大体一箱七二キログラム入りで長さ三尺、縦横一・五尺程度の木箱であった。）で、それには一々「VEIC公班土浄重一三三$\frac{1}{3}$封度」とマークが刷り込んであったといわれる。一七六七年以後は一〇〇〇箱を超えた。販売の経路としては、一七八〇年の例ではマカオ南方の Lark's Bay に二隻の船を駐在せしめてここを取引場所とした。一七八二年には政庁自から船を仕立てて軍艦（これだけが広東に入港を許されていた）によって広東へ運び、公行商人[17]に取扱わせたが、

売行きはよくなかったようである。ところが中国のアヘン厳禁が行われた一七九六年から一八二〇年頃までも会社はやはり「密輸」を行っており、この頃には黄埔に船を碇泊せしめてここで売捌いた。

だがアヘンの中国輸入を敢行したのは何といっても私貿易商人 private traders であった。東インド会社はベンガルアヘンはカルカッタで、後に会社が独占的に栽培をはじめたマルワアヘンはボムベイで競売によって彼等に売渡し、少くとも中国貿易に関する会社の貿易独占権が継続していた一八三三年までは彼等に私貿易を行うライセンスを与えて、中国に密輸させるという方法をとった。会社自体による売込みが成功しなかったのと、会社の中国貿易独占権を危殆に陥れるような密輸に自ら手を下す危険を避けたのである。ところで、ベンガルアヘンを入手した私貿易商人達は船をもって伶仃洋まで運搬し、ここに停泊させてある「躉船」にこれを積込み、ここで包装させる。中国のアヘンブローカーである「窰口」は予め代金を広東その他の洋館に払い込んで手形を受取る。この手形をもって、「快蟹」(快鞋、扒竜などともいう)という武装艇を仕立て、躉船に至り、件の手形と引替えに品物を受取って、速いスピードで珠江を遡行し、中国の官憲の警戒の眼を潜って税関吏に賄路をつかませた上、難なく国内に搬入するという次第であった。ボムベイで競売を受けたマルワアヘンもやはり伶仃洋の経路をとったが、しかし先ほども一言したように、マルワアヘンの一部はポルトガル領ダーマンを経由してポルトガル人によってマカオに運ばせ、マカオから中国内地に輸入する経路もとられた。(18)

このようにして中国に輸入ないし密輸されたアヘンの数量・金額は年々増加の一途を辿り、種々の統計が示すように一八一〇年代終りには四〇〇〇箱をこえ、二〇年代末には一万箱をこえ、アヘン戦争直前には四万箱に達した。もちろん「密輸」であるからいずれの数字も正確なものではありえないが、ただ一ついいうることは中国側が厳禁すればするほどアヘン価格が騰貴し、それだけ密輸の利益も大きかったことである。(19)

序にいえば、アヘンの中国輸入はアヘン戦争終結時の南京条約（一八四二年）以後も益々増大を続け、一八五〇年代には六万箱に達し、七七年まで最も大きい数量に達したが、八一年以後は中国内でも栽培されたせいもあって激減していった。インドで中国へのアヘン輸出が禁止されたのが一九〇七年で、全般的輸出禁止が行われたのが一九三五年であった。(20)

三　イギリス東洋貿易の矛盾とアヘン密輸による解決

産業革命開始時から十九世紀三〇年代末に至るイギリスの対東洋貿易、とくに対中国貿易においては二つの基本的矛盾が見られた。一つはイギリスが資本主義国で工業先進国として工業製品を相手国に売込み、原料、半製品、農産物などを他国から購入するという意味での自由貿易、リカードゥのいわゆる比較生産費説をその理想と考えたのに対し、相手国である中国は資本主義以前の国として厳重な貿易統制を行い、わずかに茶、生糸などの輸出を広東一港に制限して公行商人を指定して行わせたにすぎない。それゆえ、綿製品、鉄製品などの輸出を中国に対して行い、茶、生糸などをイギリスに輸入しようとしたイギリスの産業資本にとっては、中国の貿易機構はぜひとも打破さるべき矛盾と考えられたのである。

次に、イギリス商人側にも、前期的商業資本としての東インド会社による会社貿易とイギリス産業資本と連けいする近代的な私貿易商人との間に矛盾が存した。なぜならば東インド会社は本質的に貿易の独占と結びつき、インド貿易は一八一三年まで、中国貿易は一八三三年まで特許状によって形式的にせよ独占が認められていた。既に早い頃から会社の使用人、とくに高級船員や船医などに一定の制限を付して、ある程度の私貿易 privilege trade, licensed trade が認められはしたが、この私貿易の慣行の中から独立した商人達は本質的に会社の貿易独

占を打破し、自由貿易の方向を辿った。なぜならば、彼等が会社より許された許可品目中には利益の多い茶や生糸が除外されており、会社の独占がなくならねば大した利潤を挙げえなかったからである。[21] 結局一八三三年に中国貿易も私貿易商人に開放されることとなったが、中国側の貿易機構が統制主義の上に組立てられている限り、やはり結果は同じであった。私貿易商人達の会社に対する自由貿易の運動は中国に対するキャンペーンに引継がれていった。[22]

そこでこの二つの矛盾を解決する経済的な方法としては、当時の中国貿易情勢に対応しながら、いきなりイギリス工業製品を中国に売込むという方向をとらず、一先ずアヘンの密輸やヨーロッパと中国との金銀比価の差を巧みに利用する為替操作などによって利潤を挙げ、[23] これによってイギリス産業資本の流通部面を担当する近代的商人資本としての資本蓄積を行うようになった。このアヘン密輸による代金はアヘン競売を行った東インド会社にとっては、かのインヴェストメントの資金の大半（一七八七年で五三％）を賄ったほどである。[24] こうしてアヘンの密輸によってインド貿易と中国貿易を結合し、東洋貿易全体を補完することが可能となった。かくして一七七〇年代以降、外国人（事実上はスコットランド人が多かった）、アルメニア人、パルシー商人[25]などによるインドその他のアヘンの中国への輸入乃至密輸が増大していった。

このような密輸のトレーガーでも最大の業者として、われわれはあのジャーディン・マセソン会社とその前身諸商人を挙げることができる。[26] 一七七二年以降専らアヘン取引に従事したこの会社の先駆者達は "Opium is like gold, I can sell it any time." と豪語しつつ、マルワアヘンにも手を拡げていった。一八一六年東インド会社は「会社アヘン」以外の取扱いを禁止したが、効はなかった。一八〇〇―二一年頃までは五千箱未満にすぎなかった密輸は、二〇年代全般を通じて一万箱に達し、とくにマルワ種が急激に増えていった。会社がマルワアヘ

ンの独占的栽培を増大したのもその対応策であった。一八三〇年代伶仃洋を経由する密輸量四万箱の中、一万箱はマルワ種であったという。ジャーディン・マセソン会社は一八三二年に発足したが、この頃には広東、マカオをさけて中国東部海岸へ直接アヘンを密輸する動きを盛に行っている。(27)

以上アヘン密輸がイギリス全体の対東洋貿易において占めた意義・役割が明白になったと思うが、しかし上記二つの基本的矛盾は終極的には解決されなかった。というのはまず第一にイギリス綿業資本の利害が経済界、政界で比重を増して来るに伴い、中国側の抵抗を排してその貿易制限を廃止させて、広大な市場をイギリス資本の前に開放させる必要性が大きくなった。ことはアヘンの輸入ではなく、イギリス工業製品の中国輸入に関わっている。武力を用いてでもという要請が三〇年代を通じて急速にイギリス国内で高まって来る。アヘンの密輸という姑息な手段ではなく、艦砲政策という強硬手段が日程に上らねばならぬ。(28)第二に、東インド会社は一応独占貿易をイギリス商人全体の前に開放したものの、一八五八年まではやはり存続していたし、また少くともアヘン戦争直前までは広東の公行制度と結びついて、事実上の貿易実権を握っていたから、先述の第二の矛盾も完全に解決された訳では決してなかった。したがって広東の公行制度に象徴される中国の鎖国状態を一挙に打倒する方途が講ぜられねばならぬ。ジャーディンやマセソンがこうした中国市場の強行的開放を目指すキャンペーンに最も熱心であった理由もここに存する。

こうした政治的解決がアヘン戦争への途をとったことはもはやほぼ明らかとなって来たが、われわれはここまでの行論で、もっぱらイギリス側に焦点を合せながら論じて来た。戦争は二つ以上の国で戦われるものである以上、中国側のアヘン戦争への決意の底にあった経済史的諸条件をも見なければ片手落な考察となろう。したがって項目を改めて、アヘン密輸が中国経済に及ぼした作用を分析しょう。

四　中国の「銀漏」・「銀荒」

かつて中国は銀が各地から流入する国であって、明末より清の道光年間（とくに一八二〇年頃）まで多量の銀を得た。「至於福建広東近海之地、又多行使洋銭、其銀范為銭式、来自西南二洋、……凡荷蘭、仏郎機諸国商船所載」（清朝文献通考巻十六末）とあるが、「西」というのはイギリス及びヨーロッパ諸国を指し、「南」というのはフィリピン方面を示す。荷蘭はオランダ、仏郎機とは本当はポルトガルの謂であるが、ここではスペインを指している。ところでどんな種類の洋銭が流入したかというと、「約有数等、大者曰首銭、為海馬形、次曰花辺銭、又次曰十字銭、花辺銭亦有大小中三等、大者重七銭二分有奇、中者重三銭有奇、又有刻作人面、或為全身其背為宮室器皿禽獣花草之類、環以番字、亦有両面皆、為人形者、閩粤之人称為番銀、或称花辺銭」というように、いずれもメキシコやスペインの銀貨で、重さ八ライアル rial（七匁二分）の Peso, Pillar or Carolus Dollar, Head Dollar などであった。

流出先は、①フィリピン、②日本、③イギリス、④アメリカなどであった。フィリピンからは中国人がマニラに絹製品その他を輸出し、メキシコよりマニラに来た八ライアル銀貨を受けとった結果として流入した。一五七一年からメキシコ独立時の一八二一年の二世紀半の間に約一億ペソに達したという。日本からは一六四八（正保五年）―一七〇八（宝永五年）年の間に約一億ドルが入り、これは長崎にあった中国人から、またはオランダ人がマカオで生糸・絹を仕入れてこれを日本商人に売るという取引から、いずれも中国への銀流入を齎したものである。日本は当時世界でも有数の金銀産国であった。イギリスは中国で茶・生糸を購入したこと前述の通りであるが、その流入額は不明で、五億ドルから一億ドルまで区々の評価がある。アメリカ人もやはり中国から茶その

他を購入し、一八〇五―二〇年頃は四五〇〇万ドル前後であったが、一八三三年までには九〇〇〇万ドルに達したという。[29]

こうした銀流入国であった中国が一八二七、八年頃から突如として銀流出の時期に転ずる。そこで一八三三年（道光一三年）に銀両輸出禁止令が施行されたが、しかしこの年から一八四〇年にかけて最も流出が激しかったのは皮肉であった。これは明白にアヘンの消費と購売が増大したことに因る。この断定を許す理由として、南京条約後、一八五〇年頃にかけて再び中国は銀流入国に再帰しているのであって、いわゆる五港開港後に茶・生糸の輸出が増大したことと、中国自体に内地アヘンの栽培が増大してアヘンの輸入が減少したこととによるものであった。それはともかく、こうしたアヘン戦争直前一〇年間ほどの最も激しい銀流出がアヘンの密輸に由るものであったことは明白であろう。一八三七年（道光一七年）のある資料は次の如く、「銀漏」とこれによる「銀荒」の弊とその原因について述べている。

「銀銭価値、両得其平、方於国計民生、無窒礙、近来銭価日賤、自係紋銀不足所致、推原其故、固由於風俗奢侈、耗於内地、而禁煙一物、貽害尤甚、耗銀尤多、若如所奏、広東海口、出銀不下三千余万、福建浙江江蘇各海口、出銀不下千万、天津海口、出銀又二千余万、一入外夷、不与中国流通、又何怪銀之日短、銭之日賤也」

ここに述べられている「銭価」というのは、一両銀に対する制銭の割合で、一七四四年（乾隆九年）に銀一両は制銭一、〇〇〇文であったが、一八三一年には一、一〇〇文、四一年には一、三〇〇文、一八五三年（咸豊三年）には二、〇〇〇文にも達したといわれる。これがどうして困るかといえば、通例中央政府の徴収する田租は銀建であったから、銀流出による「紋銀」の不足は、自然に銀銭の価値を高からしめ、遂には欠租を招来し、中央政府の財政窮乏の一因となった。さらに、中国の貨幣事情の下では、銀銭の不足によって銀を退蔵する者が多

くなり、これが更に不足を倍加することになった。アヘン密輸よりも、その結果である銀漏に対する為政者の関心が大きかったのも当然である。

これに加えて、アヘン密輸が前述のように、中国東部海岸地方に波及していくと、広東における関税収入や官僚が私腹する様々の収入が減少する訳で、右の資料には広東のみでなく、福建、浙江、江蘇、天津にさえ密輸による出銀が及び始めている傾向を伝えている。中国政府官憲が旧来から墨守して来た公行制度による貿易監督機構が全面的に弛緩、破壊に瀕していることを意味する。(30)

五　展　望

中国がアヘン密輸を厳禁し、これを犯すイギリス人に対して戦火を交える決意を行うに至った理由は、道徳的な退廃を防止するとか、一般アヘン吸飲の悪習に染まった軍人、兵員、官吏を匡正するとか、いろいろ挙げられるが、イギリス側の中国に対する開国の要求の実態とアヘン密輸の役割、これに対する中国側の経済事情を考慮に入れて判断すると、むしろ「財政的な」理由に基くものであると思考せざるをえない。

この判断が決して偏っていない証拠として、中国高官による「アヘン弛禁説」を挙げることができる。これは一八三六年（道光一六年）太常寺少卿許乃済が上奏したもので、官員、軍員を除く一般人民に対してアヘンの禁を弛めて輸入を許し、その代りに重税を課するとともに、内地産の栽培を奨励する。銀流出を防ぐ方法としては輸入アヘンに対して生糸・茶などを物々交換として決済させて銀を用いないようにするという意見である。アヘンを吸飲するような輩は将来見込みのない連中だから放っておけばよいというのだが、輸入が公然と行われるようになれば、果して官員だけにこれを禁止しうるものかどうか、この点について彼は何とも言及していない。そ

れはともかく、この意見は、はしもなく、当時の為政者の関心事が税収入減少の源となる銀流出にのみ向けられていたことを示している。厳禁論を唱え、またこれを強力に実行に移した欽差大臣林則徐が、かえって道光帝によって新疆省伊犁に追放の命を受ける破目に陥ったことは終極的にこうした弛禁論の実現であった。

ともあれ、あの戦争がアヘン戦争と呼ばれたにも拘らず、一八四二年の南京条約はアヘンの問題について一語もふれていない。[31] しかもそのアヘンは一八八〇年代半ばまで、イギリス綿糸・布を凌駕する輸入量を示していた。すなわち、一八七一年中国の対外貿易総額の八五%はイギリスとのそれであり、しかも輸入額の中、七六%が綿布とアヘンであった。他方、茶・生糸のイギリス輸出は飛躍的に増大し、綿製品輸出は激減した。港としての上海の重要性は一八五八年までには広東のそれを凌駕した。[32] アヘン戦争[33]と南京条約との経済的効果をここに見ることができる。

こうした展望からもう一度イギリスの対東洋貿易史上アヘンのもった経済史的意義を振返って見ると、さらにその性格なり、程度なりを明白に把握することができると思われる。

〔付記、本稿は昭和四三年度文部省科学研究助成補助金による研究の一部をなし、その概要を大阪府大歴史研究会で報告した〕

註

(1) 例えば矢野仁一『近世支那外交史』、同『アヘン戦争と香港』、増井経夫『太平天国同』、同アヘン戦争と太平天国』、日本への影響については横井小楠、佐久間象山などの著書を参照のこと。

(2) 山口和雄『幕末貿易史』八三、九〇頁。

(3) 最近、陳舜臣の小説『阿片戦争』三巻が出版された。大仏次郎にも同名の作品がある。

(4) 道徳的な取上げ方はかえって当のイギリス国内に強かった（例えばウェイクフィールド『イギリスとアメリカ』中野正

訳(二)を見よ)。

(5) プリニー、ジョバンニ・ダ・エムポリ、アルブケルク、バルボサ、リンスホーテンなど (Hobson-Jobson, A Glossary of Colloquial Anglo-Indian Words and Phrases, etc. London 1903, pp. 640–42.)

(6) この間の事情を詳細に記したリンスホーテンの旅行記 (Jan Huygen Linschoten, Itinerarium ofte Schipvaert naer Oost ofte Portugal Indien) は最近邦訳 (リンスホーテン『東方案内記』岩生・渋谷・中村共訳) が岩波書店大航海時代叢書Ⅷの一冊として出版されたので五一八頁以下を参照されたい。

(7) 堀川哲男『林則徐』八五頁以下。『化学商品辞典』など。

(8) 拙著『キャリコ論争史の研究』一八四頁、拙稿「十九世紀後半におけるイギリスの対日通商政策」大阪府大経済研究第一三巻第一号。

(9) 厳中平『中国近代産業発達史』邦訳一八—六八頁、とくに四〇頁によれば、南京の手織品を東インド会社が指定して取引したことを述べている。また Morse, H.B., The Chronicles of the East India Company trading to China, 1635～1834. 5 vols. Oxf. 1926～29. の処々に所載する貿易の一覧表を見ると、"Nankeens" の名でこの品目が列挙されている。

(10) 拙稿「イギリス東インド会社と中国の茶」大阪府大経済研究第三四号一七二頁。

(11) 拙稿「マカートニーの対中国貿易交渉」大阪府大経済研究第四三号二三頁。

(12) Morse, op. cit., Vol. IV, pp.

(13) 拙著『イギリス東インド会社史論』大阪府大経済研究叢書第一冊九三頁その他。

(14) 以上については Shinha, J.C., Economic Annals of Bengal, London 1927, pp. 31–2, 160, 163, 168–9, 189–90; R. Dutt, Econ. Hist. of India, Vol. I, 1950, p. 288. を参照。

(15) 堀川前掲書九二頁。

(16) Greenberg, M., British Trade and the Opening of China 1800–42, Cambr. 1951, p. 124 ff.

(17) 拙稿「広東における中国の対欧貿易の機構と推移」大阪府大経済研究第四六号参照。

(18) 堀川前掲書及び増井前掲書参照。

(19) アヘンの中国輸入量及び額については次の諸表を見よ。

Opium Shipments to China 1800–39

(Greenberg, M., Brit. Trd. & The Opng. of Chin. 1800–42, 1951, p. 221)

Seasons	Bengal (Patna & Benares). Chests	Malwa Chests	Turkey Chests	Total Chests
1800—01	3, 224	1, 346	—	4, 570
1— 2	1, 744	2, 203	—	3, 447
2— 3	2, 033	1, 259	—	3, 292
3— 4	2, 116	724	—	2, 840
4— 5	2, 322	837	—	3, 159
5— 6	2, 131	1, 705	102	3, 988
6— 7	2, 607	1, 519	180	4, 306
7— 8	3, 084	1, 124	150	4, 358
8— 9	3, 233	985	—	4, 208
9—10	3, 074	1, 487	32	4, 593
10—11	3, 592	1, 376	—	4, 968
11—12	2, 788	2, 103	200	5, 091
12—13	3, 328	1, 638	100	5, 066
13—14	3, 213	1, 556	—	4, 769
14—15	2, 999	674	—	3, 673
15—16	2, 723	1, 507	80	4, 321
16—17	3, 376	1, 242	488	5, 106
17—18	2, 911	781	448	4, 140
18—19	2, 575	977	807	4, 359
19—20	1, 741	2, 265	180	4, 186
20—21	2. 591	1, 653	—	4, 244
21—22	3, 298	2, 278	383	5, 459
22—23	3. 181	3, 855	—	7, 773
23—24	3, 360	5, 535	140	9, 035
24—25	5, 960	6, 663	411	12, 434
25—26	3, 810	5, 563	—	9, 373
26—27	6, 570	5, 605	56	12, 231
27—28	6, 650	5, 504	—	12, 434
28—29	4, 903	7, 709	1, 256	13, 868
29—30	7, 443	8, 099	715	16, 257
30—31	5, 672	12, 856	1, 428	18, 956
31—32	6, 815	9, 333	402	16, 550
32—33	7, 598	14, 007	380	21, 985
33—34	7, 808	11, 715	963	20, 486
34—45	10, 207	11, 678	?	21, 885
35—36	14, 851	15, 351	?	30, 202
36—37	12, 606	21, 427	243	34, 776
37—38	19, 600	14, 773	?	34, 373
38—39	18, 212	21, 988	?	40, 200

Consumption & Value of Indian Opium in China 1821–31.
(Greenberg, M, Brit. Trd. & the Opng. of Chin. 1800–42, 1951. p. 220)

Season	Bengal (Patna & Benares)		Malwa		Tatal	
	Chests	Value ($)	Chests	Value ($)	Chests	Value ($)
1821—22	2, 910	6, 038, 250	1, 718	2, 276, 350	4, 628	8, 314, 600
1822—23	1, 822	2, 828, 930	4, 000	5, 160, 000	5, 822	7, 988, 930
1823—23	2, 910	4, 656, 000	4, 127	3, 559, 100	7, 082	8, 515, 100
1824—25	2, 655	3, 119, 625	6, 000	4, 500, 000	8, 655	7, 619, 625
1825—26	3, 442	3, 141, 755	6, 179	4, 466, 450	9, 621	7, 608, 205
1826—27	3, 661	3, 667, 565	6, 308	5, 941, 520	9, 969	9, 610, 085
1827—28	5, 114	5, 105, 081	4, 361	5, 277, 000	9, 475	10, 382, 141
1828—29	5, 960	5, 604, 235	7, 171	6, 928, 880	13, 132	12, 533, 115
1829—30	7, 143	6, 149, 577	6, 857	5, 907, 580	14, 000	12, 057, 157
1830—31	6, 660	5, 789, 794	12, 100	7, 110, 237	18, 760	12, 900, 031

The Quantity and Value of Opium exported from Calcutta
(Chin. Rep. XIV, 544)

Seasons	Chests	Value (Rs.)
1833—34	12, 006	12, 403, 829
34—35	10, 995	10, 795, 492
35—36	14, 851	18, 834, 822
36—37	12, 606	18, 015, 422
37—38	19, 600	21, 292, 386
38—39	18, 212	14, 490, 478
39—40	18, 965	7, 973, 980
40—41	17, 356	11, 390, 313
41—42	19, 172	14, 001, 281
42—43	16, 670	17, 277, 532
43—44	17, 774	23, 383, 054
44—45	18, 792	24, 394, 392

Quantity of Malwa opium exported from Bombay and Damaun to China, from 1821 to 1836 (Chin. Rep. VI,196)

Seasons	Chests from Bombay	Chests from Damaum	Total amount of Chests	Average Bombay Rs.
1821	1, 600	678	2, 278	2, 024
1822	1, 600	2, 255	3, 855	2, 007
1823	1, 500	1, 535	5, 535	1, 764
1824	1, 500	2, 063	6, 063	1, 288
1825	2, 500	1, 563	5, 563	971
1826	2, 500	2, 605	5, 605	1, 877
1827	2, 980	1, 524	4, 504	1, 383
1828	2, 820	3, 889	7, 709	1, 765
1829	3, 502	4, 597	8, 099	1, 686
1830	3, 720	9, 137	12, 856	1, 202
1831	4, 700	4, 633	9, 333	1, 450
1832	11, 000	3, 007	14, 007	1, 250
1833	——	——	11, 715	——
1834	8, 985	2, 693	11, 678	——
1835	7, 337	5, 596	12, 933	1, 093
1836	8, 224	3, 500	11, 724	958

(20) Renou, M.-S. L'Economie de l'Inde, Paris 1964. ルヌー『インド・パキスタンの経済』クセジュ文庫参照。

(21) 拙稿「イギリス東インド貿易海運史の一断面」大阪府大歴史研究第四号八—九頁を参照のこと。

(22) 同「ジェームズ・マセソンの自由貿易観」大阪府大経済研究第一三巻第五号参照。

(23) 例えばヨーロッパで金銀比価一対一五の時、中国でそれが一対一〇であるとすれば、中国の金一を以てヨーロッパの銀一五を得、これを以て中国の金一・五と交換しうる。この操作を繰返していけば幾倍にも増加しうる。この点はオールコックの『大君の都』(岩波文庫版)にも日本について同様の記事を残している。

(24) 前掲拙著『会社史論』二一一頁のアジア全域に亙る会社のインヴェストメントの表を見よ。

(25) パルシー Parsee とは、イスラム教徒の迫害を受けてペルシアからインド西岸地域に移住し来たったゾロアスター教徒(または祆

教徒）で、ボムベイを中心に活動し、その中から綿花、アヘンを取扱ったタタ家の場合のように、後インド産業の基幹となった業者も現われた（Tata, J.R.D., Jamsetji Nusserwanji Tata, A Chronicle of his Life, 2nd ed. 1958, pp. 1, 23, 113, 140, 260, 275）。

(26) 拙稿「ジャーディン・マセソン会社史研究序説」大阪府大経済研究第一三巻第五号。

(27) Greenberg, op. cit., p. 136 ff.

(28) ウェイクフィールド前掲書及び前掲拙稿「ジェームズ・マセソンの自由貿易観」参照。

(29) 以上については小竹文夫『近世支那経済史研究』に負うところ大きい。なお日本の金銀については小葉田淳『鉱山の歴史』を見よ。

(30) 以上は林崇墉著『林則徐伝』中華民国五六年第十三・四章、とくに一九九―二〇二頁を見よ。

(31) 矢野前掲『アヘン戦争と香港』付録の南京条約条項を見よ。

(32) 米谷栄一『近世支那外国貿易史』に負う。

(33) 拙稿書評「アーサー・ウェイリ『中国人の眼を通して見たアヘン戦争』（一九五八年）」大阪府大経済研究第一五号一四九―五五頁を参照のこと。

（一九六九・二・一五）

アヘン付図（西村）

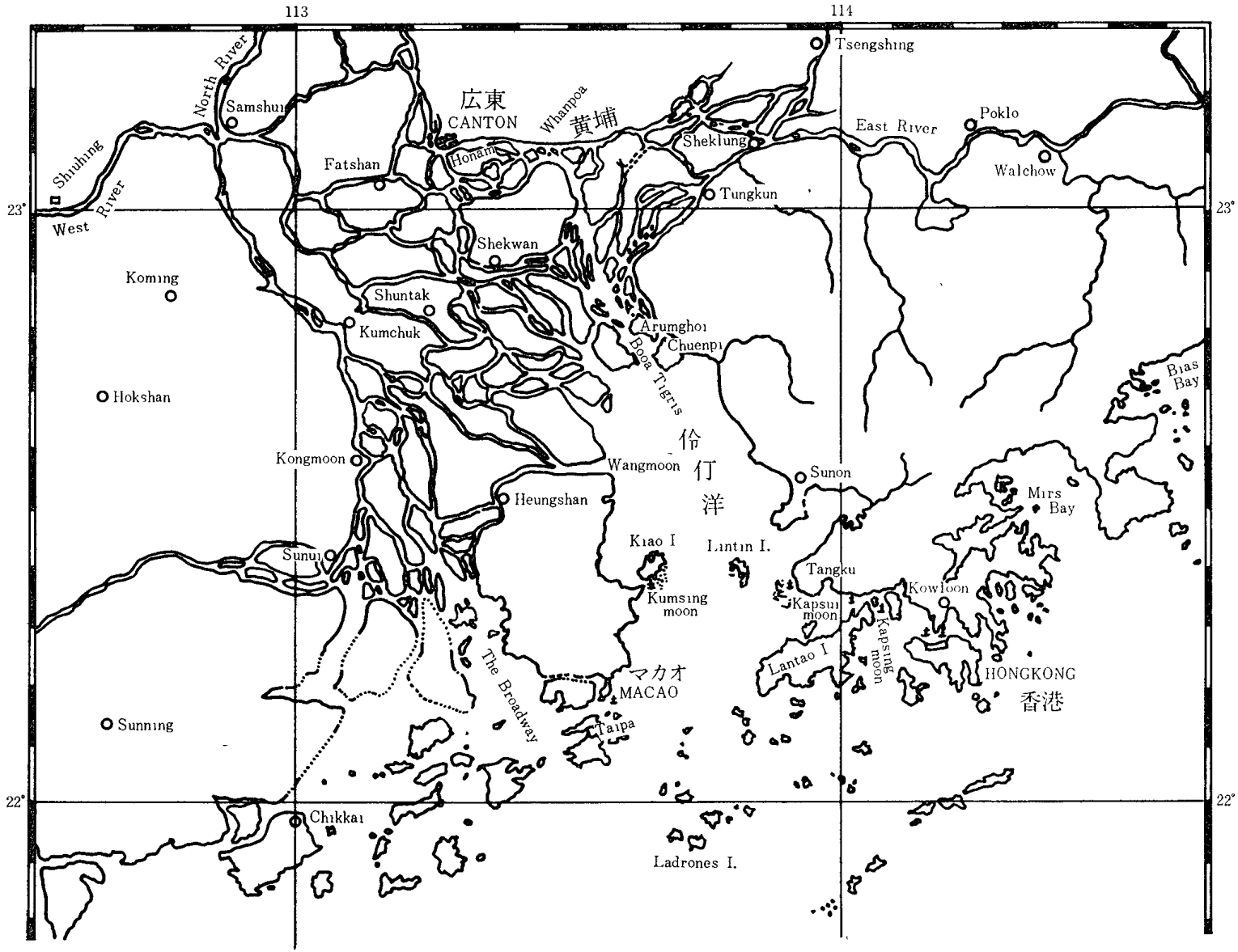
113
114
23°
22°
Tsengshing
North River
Samshui
広東
CANTON
Whanpoa
黄埔
Shiuhing
West River
Fatshan
Honam
Sheklung
East River
Poklo
Walchow
Tungkun
Shekwan
Koming
Shuntak
Kumchuk
Arumghoi
Chuenpi
Boca Tigris
Hokshan
Bias Bay
Kongmoon
Wangmoon
伶仃洋
Sunon
Heungshan
Mirs Bay
Kiao I
Lintin I.
Sunui
Tangku
Kowloon
Kumsing moon
Kapsui moon
Kapsing moon
Lantao I
The Broadway
マカオ
MACAO
HONGKONG
香港
Taipa
Sunning
Chikkai
Ladrones I.

アヘン年表（西村）

1720	清聖祖康熙	59	広東商人公行を組織
1729	〃世宗雍正	7	アヘンの吸飲を禁止
1733	〃	11	租税の銀納を許可
1754	〃高崇乾隆	19	広東の外国貿易を官許の貿易仲買人に限定
1755	〃	20	アヘン吸飲流行：英国商人，ニンポーにて貿易を開拓
1757	〃	22	外国貿易を広東一港に制限：英国商人のニンポー来航禁止，英国東インド会社アヘン製造独占
1771	〃	36	広東の官許貿易仲買制度解散
1773	〃	38	英国東インド会社よりアヘン輸入
1779	〃	44	十三洋行設立
1780	〃	45	東インド会社，アヘンの中国輸入を独占
1792	〃	57	マカートニー使節中国派遣
1796	〃仁宗嘉慶	1	アヘン吸飲禁止令発布（全面的，これ以後「密輸」）
1800	〃	5	国内のケシ栽培禁止：アヘン輸入の禁止
1813	〃	18	カントンに総商設置（洋行の監督）：アヘン禁止令発布（罰則強化）
1815	〃	20	アヘンの輸入禁止
1816	〃	21	アマースト使節中国派遣
1819	〃	24	アモイより洋船の運茶を禁止
1822	〃宣宗道光	2	各通商港にアヘン携帯者の逮捕を発布
1823	〃	3	ケシ栽培及アヘン製造を禁止：アヘン条例発布
1828	〃	8	茶の私販を禁止
1830	〃	10	アヘン販売禁止章程制定
1831	〃	11	沿辺移民のケシ私種を禁止：アヘン輸入禁止
1832	〃	12	アヘン輸入禁止：英商船山東省に通商要請
1833	〃	13	銀貨輸出禁止
1834	〃	14	ネーピア貿易使節として派遣：英船のアヘン密売を戒飭：英人との貿易を停止
1835	〃	15	香港に外人経営の Union Insurance Co. 設立
1836	〃	16	チャールズ・エリオット貿易監督官として来広，許乃済アヘン弛禁論：多数の外国商人に広東退去命令：香港に外人経営の Canton Insurance Co. 及び China Traders Insurance Co. 設立
1837	〃	17	現銀輸出禁止令発布
1838	〃	18	黄爵滋アヘン厳禁論：雲南省のケシ栽培を厳禁：広東にてアヘン没収，焼却
1839	〃	19	広東貿易再開：林則徐アヘンを厳禁（3/26）：英国とアヘン戦争勃発（—1842，7/12）
1840	〃	20	1/5英国船，英国商品に広東港閉鎖
1841	〃	21	広東督弁英国と仮条約（1/20）：戦争再発（2/23）
1842	〃	22	8/29南京条約五港開港